

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.4
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	瀧澤 信也
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号虎ノ門タワーズオフィス17階
【報告義務発生日】	令和4年8月26日
【提出日】	令和4年9月2日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	1
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	担保契約等重要な契約の締結

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社スターフライヤー
証券コード	9206
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（東証スタンダード）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（ケイマン諸島法人）
氏名又は名称	アイエックスジーエス・インク（IXGS, Inc.）
住所又は本店所在地	英領ケイマン諸島 KY 1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、190 エルジン・アベニュー
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和元年11月14日
代表者氏名	ダグラス・R・ストリンガー（Douglas R. Stringer）
代表者役職	ダイレクター（Director）
事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 小林 建治
電話番号	03-5425-8842

（2）【保有目的】

純投資

（3）【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）			306,100
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A	-	H 1,069,100
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O	P	Q 1,375,200
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		1,375,200
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		1,069,100

(注) 保有株券等の数には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

・A種種類株式 5,500株

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和4年7月29日現在）	V 3,317,440
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）	31.35
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	34.88

(注) 上記提出者の株券等保有割合には以下の無議決権株式に係る株券等が含まれております。

・A種種類株式0.13%

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和4年6月28日	新株予約権証券 （第4回新株予 約権）	300,600	6.85	市場外	処分	新株予約権の 行使

令和4年6月28日	株券（普通株式）	300,600	6.85	市場外	取得	新株予約権の行使による取得（1,982.3円）
-----------	----------	---------	------	-----	----	-------------------------

（６）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、投資事業有限責任組合IXGS 号の無限責任組合員として保有しております。

提出者は、発行者との間で、株式会社スターフライヤーのA種種類株式（株式数5,500株。以下「本種類株式」といいます。）及び第4回新株予約権（目的となる株式数1,069,100（報告義務発生日時点）。以下「本新株予約権」といいます。）に係る引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結しており、本種類株式につき、提出者は、A種種類株式の発行要項の規定にかかわらず、本引受契約に定める一定の場合を除き、2021年3月9日からその2年後の応当日までの間は、本種類株式に係る金銭対価取得請求を行うことはできないこと、金銭及び普通株式対価取得請求並びに普通株式対価取得請求を行うことにより、提出者が保有することになる議決権の数が発行者の総議決権数の半数を超える場合のその半数を超える部分については、金銭及び普通株式対価取得請求又は普通株式対価取得請求を行うことはできないことを合意しております。

なお、本新株予約権につき、提出者は、本新株予約権の行使請求を行うことにより、提出者が保有することになる議決権の数が発行者の総議決権数の半数を超える場合のその半数を超える部分については、本新株予約権を行使することができないことを合意しております。

また、提出者は、株式会社ジャパネットホールディングス（以下「ジャパネット」といいます。）との間で、2022年8月26日付で、発行者の普通株式500,000株を2022年9月28日に譲渡することを合意しております（以下「本株式譲渡契約」といいます）。

さらに、提出者は、ジャパネットとの間で、2022年8月26日付で、提出者の保有する発行者の普通株式合計600,000株を取得できるコールオプション（以下「コールオプション」といいます）を付与することを合意しております。コールオプションは、本株式譲渡契約に基づく株式譲渡の実行完了を条件として効力を発生し、行使可能期間は2025年9月30日までです。

（７）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	6,111,916
上記（Y）の内訳	提出者が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合IXGS 号への出資金
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	6,111,916

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当事項なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当事項なし		